

IASBがIFRS第17号修正の第3ラウンドを終了

金融機関のためにIFRS第17号の適用範囲を微調整し、発生保険金に係る負債のための経過措置を簡素化

Francesco Nagari, Deloitte Global IFRS Insurance Leader | 2019年2月21日

目次

- 2019年2月7日のIASB会議のハイライト
- IASBの審議内容および決定事項の詳細分析
- 次のステップ

2019年2月7日のIASB会議のハイライト

- IASBは、2018年10月のIASB会議において考え得る修正として識別された25件の懸念事項の分析を継続した。10月の会議では、考え得る修正の要件についてすべてのメンバーが合意していた。
- 本会議の一連のアジェンダ・ペーパーには、4件の懸念事項が含まれていた。2件については、修正が承認された。
- IASBは、IFRS第17号およびIFRS第9号の適用範囲を修正した。この修正により、契約に含まれる保険が、当該契約によって創出される一部またはすべての義務の決済のみから生じる場合、そのような保険契約は、IFRS第9号で会計処理するものとして指定することが可能となる。
- IASBはまた、保険契約が取得される前に発生した保険金の決済に関する負債について、IFRS第17号の 経過措置の要求事項を修正する。具体的には、修正遡及アプローチに特定修正を加え、こうした負債を企業が発生保険金に係る負債に分類することを要求する。
- 残りの懸案事項である項目No.2「集約レベル」は、2019年3月のIASB会議でカバーされる予定である。その際、一般モデルが適用される契約に対するリスク軽減の選択適用に関する論点も議論される予定である。

重大な保険リスクを移転する貸付金

1—IFRS 17の適用範囲 | 保険リスクを移転する貸付金およびその他の信用供与

- IFRS第17号は、契約の発行企業の種類に関わらず、一部の例外を除いて、IFRS第17号で定義されるすべての保険契約に適用される。
- IFRS第17号は、特定の分離規準が満たされない場合、保険契約から非保険要素を分離することを禁止している。
- 別個でない非保険要素の分離を認めることは、情報の有用性を低下させ、企業間における比較可能性の低下をもたらす可能性がある。
- 利害関係者は、IFRS第17号により、重大な保険リスクを移転する一部の貸付金が、その全体を保険契約として会計処理することが要求される点に懸念を示した。例えば、死亡時に返済が免除される貸付金、貸出期間が一生涯にわたる貸付金、返済金額が将来の収入によって左右される学生ローン等は、すべてこのカテゴリーに含まれる。
- 利害関係者は、こうした契約を発行する企業が、IFRS第17号を適用するために不要なコストを負担しなければならないことを懸念している。
- 利害関係者はまた、これらの契約については、その一部またはすべてをIFRS第9号を適用して会計処理することがより適切であると考えている。

審議会はIFRS第17号およびIFRS第9号の適用範囲を修正して、契約から生じる保険が、当該契約によって創出される一部またはすべての義務の決済のみから生じる場合に、IFRS第17号またはIFRS第9号のいずれかを適用できるようにすることに同意するか？

重大な保険リスクを移転する貸付金

1—IFRS 17の適用範囲 | 保険リスクを移転する貸付金およびその他の信用供与

- スタッフは、契約によって創出される一部またはすべての義務の決済のみからリスクが生じる保険契約について、IFRS第17号を適用するには重大なコストが生じるが、それに見合う便益が無いかもしれないことを認めた。そのような契約にIFRS第9号を適用することは、財務諸表の利用者に有用な情報を提供するであろう。
- スタッフは、IFRS第17号の修正方法として、以下の可能性ある方法を検討した。
 - アプローチ1 – 保険契約から貸付金を分離する
 - アプローチ2 – 契約によって創出される一部またはすべての義務の決済のみからリスクが生じる保険契約をIFRS第17号の適用範囲から除外する。
 - アプローチ2A – IFRS第17号の適用範囲からそのような契約を除外する要求事項
 - **アプローチ2B – そのような契約にIFRS第17号またはIFRS第9号のいずれかの適用を認めるオプション**
- スタッフは、特定の保険契約の母集団に、IFRS第17号またはIFRS第9号のいずれかの適用を認めるようにIFRS第17号を修正することは、比較可能性を不当に損なうことなく、利害関係者の懸念事項および適用上の課題に対応できることに留意した。
- スタッフは、アプローチ2Bを審議会に提案した。
- 経過措置および開示に関する要求事項との関連事項については、将来の会議で検討される予定である。
- 審議会は、ポートフォリオ・ベースで基準を修正するという**スタッフの提案に、賛成13人、反対1人で、暫定的に同意**した。

経過措置 – 選択制と比較情報

23-経過措置 | 選択制

- 企業は、実務上不可能な場合を除いて、IFRS第17号を遡及適用することが要求される。
- 完全遡及適用が実務上不可能な場合、IFRS第17号では、修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチのいずれかを選択することを認めている。この選択は、グループごとに行われる。
- 利害関係者は、異なる移行アプローチの選択制および利用可能性によって、移行日後、潜在的には長年にわたって、**企業業績の比較可能性が低下**し、一部の保険契約グループについて、**トレンド情報が失われる**結果となる可能性があるとの懸念を示した。

審議会はIFRS第17号の経過措置の要求事項に含まれる選択制を低下させるような修正を行わず、IFRS第17号の経過措置の要求事項を維持することに同意するか？

- 経過措置の修正は、IFRS第17号の導入を不当に混乱させる可能性があるため、2018年10月のIASB会議にて決定されたIFRS第17号の要件を満たさない可能性がある。経過措置に係る要求事項は、経過措置のアプローチに関して審議会が受領した過去のフィードバックに基づいて開発されている。
- IASBスタッフは、IFRS第17号の経過措置の要求事項に含まれる選択制を低下させるような修正を行わず、**IFRS第17号の経過措置の要求事項を維持すべきである**と結論付けた。
- 審議会では、基準を修正しないというスタッフの提案に、**すべてのメンバーが暫定的に同意した**。

経過措置 – 選択制と比較情報

23—経過措置 | 比較情報

- IFRS第17号では、移行時に、適用開始日の直前事業年度における保険契約について、比較情報を修正再表示することを要求している。
- IFRS第17号では、より古い表示期間のいずれについても、IFRS第17号を適用して修正した比較情報を表示することができるが、要求はされない。
- 一部の利害関係者は、**IFRS第17号の発効日までの導入期間が不十分であることを懸念し**、審議会が、IFRS第17号の適用時に、修正した比較情報を表示しないことを企業に認めるように提案した。
- 一部の利害関係者は、保険契約に関する比較情報を修正再表示するが、金融資産を修正再表示しない財務諸表は、過年度および当期の両方において、**企業の経済的環境および取引に関する利用者の理解を歪める可能性があることに留意した**。
- 比較期間においては、保険契約と関連する金融資産との間で、会計上のミスマッチが報告される可能性がある。比較期間に報告される金融ポジションの純額および利益は、当期に報告される金額と比較できない可能性がある。
- 一部の利害関係者は、IFRS第9号の経過措置に関する要求事項を適用して**比較情報を修正再表示する別のアプローチ**にも留意した。

審議会は、IFRS第17号の適用開始日の直前事業年度における保険契約について、比較情報の修正再表示を要求するIFRS第17号の要求事項を維持すべきである、とすることに同意するか？

経過措置 – 選択制と比較情報

23—経過措置 | 比較情報

- IASBスタッフは、既に審議会がIFRS第17号の発効日を1年延長する暫定決定を行ったことに留意した。これにより、比較情報の準備にも更に1年の猶予を企業に与えることになる。
- 審議会が、金融資産については比較情報の修正再表示を要求しないが、保険契約については比較情報の修正再表示を要求すると決定した理由は、依然として妥当である。IASBスタッフは、企業が以下を行えることに留意した。
 - 事後的判断をせずに実行可能であれば、IFRS第9号の適用時に比較情報を修正再表示することが認められるが、要求はされないため、会計上のミスマッチを避けることができる。
 - 事後的判断をせずにIFRS第9号を適用するために、これから必要な情報の収集を開始することができる。
- IASBスタッフは、IFRS第17号を最初に適用する際、修正された比較情報を表示しないことを企業に認めると、財務諸表の利用者にとっては複雑性を増加させ、結果的に有用な情報を著しく損なうことになるとえた。
- IASBスタッフは、IFRS第17号を修正すべきではないと提案した。
- 審議会では、基準を修正しないというスタッフの提案に、すべてのメンバーが暫定的に同意した。

経過措置 -リスク軽減オプションと移行時のその他の包括利益累計額

8-測定 | CSM: リスク軽減オプションの限定的適用-経過措置

- IFRS第17号は、変動手数料アプローチ(VFA)で会計処理される保険契約にヘッジ会計の方法を取り入れた。これは、「リスク軽減オプション」と呼ばれる。最初の議論は、2018年12月および2019年1月に行われている。
- IFRS第17号では、IFRS第9号のヘッジ会計に係る経過措置と整合的に、事後的に判断されるリスクを避けるために、基準の適用開始日から将来に向けてリスク軽減オプションを適用することを要求している。
- 利害関係者は、過年度からのリスク軽減活動を反映しないCSMは、移行時における企業の資本および将来期間に当該グループについて認識される収益を歪める可能性があると懸念している。
- 利害関係者は、審議会が、以下のいずれかの方法で経過措置に係る要求事項を修正すべきであると提案した。
 - a) リスク軽減オプションを完全遡及適用すること、または適用開始日ではなく、移行日から将来に向けて適用することを認める
 - b) 事後的判断をすることなくIFRS第17号の要求事項を満たすことを立証できる場合に、リスク軽減オプションを遡及適用する選択肢を企業に認める。
 - c) 上記の(b)と類似しているが、事後的判断をすることなくIFRS第17号の要求事項を満たす場合、リスク軽減オプションを使用することを企業に義務付ける。

審議会はIFRS第17号への移行時におけるリスク軽減オプションの遡及適用禁止に関するIFRS第17号の要求事項を維持すべきであることに同意するか？

経過措置 -リスク軽減オプションと移行時のその他の包括利益累計額

8-測定 | CSM: リスク軽減オプションの限定的適用-経過措置

- スタッフは、事後的に判断せずリスク軽減オプションを遡及適用することは、以下の理由から困難であることに留意した。
 - 企業は、軽減リスクについて、純損益に認識したであろう金額を決定しなければならない。
 - 本来将来に向けて適用されるオプションを遡及適用することは、「つまみ食い的に選択する」機会をもたらす。
 - IFRS第9号のヘッジ会計の要求事項との間で、正当化できない不整合が生じる。
- IASBスタッフは、**リスク軽減オプションの遡及適用において事後的に判断することは、リスク軽減活動に係る情報の価値を著しく減少させること**に留意した。
- リスク軽減オプションの将来に向けた適用は、最も中立的な方法で経営者の意思決定を反映しており、したがって財務諸表の利用者に最も有用な情報を提供する。
- スタッフは、影響に関する事後的に判断してリスク軽減オプションをどの関係に提供するかを選択することを企業に認めることにより、移行時のCSM金額、ひいては純損益に認識される将来利益を効果的に選択することが可能となる点に留意した。
- スタッフは、IFRS第17号で財務諸表の利用者に提供される有用な情報が大幅に喪失される結果となることから、審議会が、リスク軽減オプションの遡及適用の禁止に関するIFRS第17号の要求事項を維持すべきであると提案した。
- 審議会は、基準を修正しないという**スタッフの提案に、賛成13人、反対1人で、暫定的に同意した**。IASBスタッフは、追加リサーチを実施し、将来の会議に本論点を再提起する予定である。

経過措置 -リスク軽減オプションと移行時のその他の包括利益累計額

25-経過措置 | 公正価値アプローチ: 関連する金融資産に係るその他の包括利益(OCI)

- 保険者が保険金融収益または費用を純損益とOCIに分解することを選択する場合、**特定の状況においては**、OCIに認識した保険金融収益または費用の累計額を**移行日現在でゼロとして**決定することが認められるか、または要求される。
- 保険者は、**遡及アプローチを適用するための合理的で裏付け可能な情報を有していない**範囲でのみ、特定修正を適用することが認められる。
- 利害関係者は、IFRS第17号の経過措置の要求事項を適用する結果として、関連する資産に関するその他の包括利益累計額がゼロでないにもかかわらず、その他の包括利益に認識した保険金融収益または費用の累計額をゼロとして決定することにより、**IFRS第17号への移行時に資本の部を著しく歪める可能性がある**との懸念を示した。

審議会はIFRS第17号への移行時にその他の包括利益に含まれる累計額について、IFRS第17号の要求事項を維持すべきであること同意するか？

経過措置 -リスク軽減オプションと移行時のその他の包括利益累計額

25-経過措置 | 公正価値アプローチ: 関連する金融資産に係るその他の包括利益(OCI)

- IFRS第17号への移行時に、対応する資産に関連するその他の包括利益の累計額を企業がゼロとみなすことを認めると、IFRS第9号への修正を伴うことになり、IFRS第9号の経過措置を一層複雑にし、**関連する情報の比較可能性を著しく低下させる可能性**がある。
- スタッフは、その他の包括利益累計額をリセットすることにより、FVTOCIで測定される金融資産から生じる予想損失の会計処理と間に不整合が生じることに留意した。
- スタッフはまた、その他の包括利益に認識した保険金融収益または費用の累計額を、移行日時点で、関連する資産に係るその他の包括利益の累計額と同額とみなすことを認めることは、将来の報告期間に認識される保険金融収益または費用に影響を及ぼす可能性あることに留意した。
- この選択肢は、基礎となる項目が保有される場合における、VFA契約についてのみ適用可能である(IFRS第17号C18項(b)(ii))。
- スタッフは、IFRS第17号を修正しないよう提案した。
- 審議会では、基準を修正しないというスタッフの提案に、**すべてのメンバーが暫定的に同意した**。

経過措置 – 修正遡及アプローチ

24-経過措置 | 修正遡及アプローチ: 追加修正

- 企業は、完全遡及アプローチの適用が実務上不可能である場合、当該保険契約グループについて、修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチのいずれかを選択適用することができる。
- 企業は、以下の双方の条件を満たす場合にのみ、特定修正を行うことが可能である。
 - 当該修正が関連するIFRS第17号の要求事項を遡及適用するために合理的で裏付け可能な情報を企業が有していない場合
 - 当該修正を適用するために合理的で裏付け可能な情報を企業が有する場合
- 利害関係者は、「合理的で裏付け可能な情報」という用語の解釈は困難であり、使用したいと考えるデータが合理的で裏付け可能であることを証明することが困難となる可能性があると述べた。
- 「過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報」もまた疑問視された。

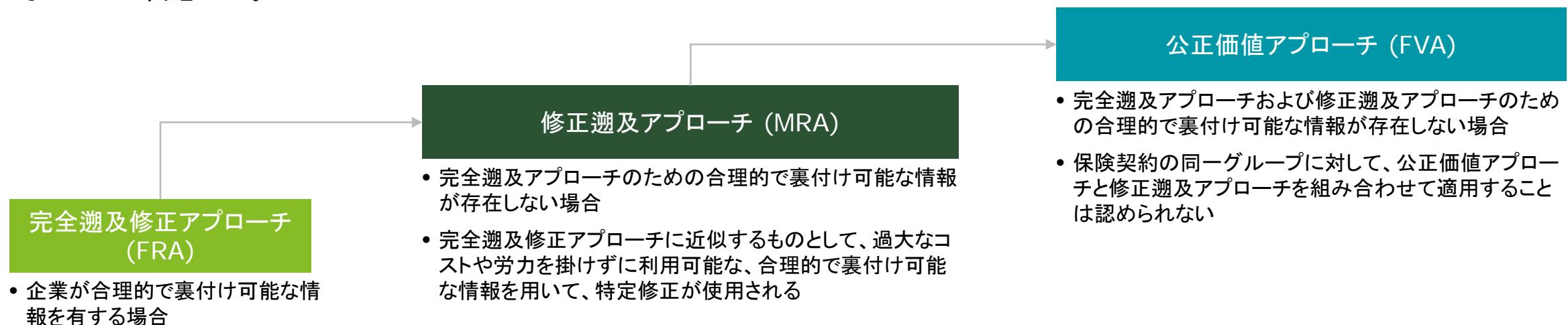
審議会はIFRS第17号における以下の要求事項を維持すべきであるということに同意するか？

- 企業は、関連するIFRS第17号の要求事項を遡及適用するために合理的で裏付け可能な情報を有している場合は、修正遡及アプローチにおける特定修正を使用することができない。
- 企業は、当該修正を行うために企業が合理的で裏付け可能な情報を有している場合にのみ、修正遡及アプローチにおける特定修正を使用することができる。

経過措置 – 修正遡及アプローチ

24-経過措置 | 修正遡及アプローチ: 追加修正

- スタッフは、IFRS第17号への移行時に情報が合理的で裏付け可能であるか否かを決定することは、評価と慎重な検討を要する可能性があることを認めた。
- スタッフは、合理的で裏付け可能な情報が利用可能である場合においても、それぞれの特定修正を使用することを企業に認めるという基準の修正は、IFRS第17号へ移行する企業に重大な実務上の軽減措置を提供することになり得ることを認めた。しかし、スタッフは、IFRS第17号における特定の要求事項を遡及適用できる能力を無視することを企業に認めることは正当化されず、有用な情報を受け入れられない程度に喪失される結果になる可能性があると結論付けた。
- スタッフは、そうするために合理的で裏付け可能な情報を有さずに、特定修正を使用することを企業に認めることもまた適切ではないことに留意した。



経過措置 – 修正遡及アプローチ

24-経過措置 | 修正遡及アプローチ: 追加修正

- IFRS第17号C6項における「過大なコストや労力を掛けずに利用可能」という用語について、IASBスタッフは、以下の通り説明した。
 - a) 修正遡及アプローチにおける修正は、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な情報を用いて、完全遡及アプローチに最も近い結果を達成するために開発された。
 - b) その性質上、修正遡及アプローチのための情報は、完全遡及アプローチのための情報に比べて、より容易に、かつ少ないコストで入手できる可能性がある。企業は、完全遡及アプローチのための情報を入手するために要するコストと時間を掛けることが認められる。
 - c) 完全遡及アプローチを適用したならば使用したであろう情報の利用は、最大限にしなければならない。
 - d) この用語は、IFRS第17号C8項においては関連性がない。
- スタッフは、以下の点について、IFRS第17号の要求事項を審議会が維持すべきであるという提案を行った。
 - a) 企業は、完全遡及アプローチを適用するためならば使用したであろう合理的で裏付け可能な情報を有している場合、修正遡及アプローチにおける特定修正を使用することはできない。
 - b) 企業は、修正を行うために合理的で裏付け可能な情報を有する場合にのみ、修正遡及アプローチにおける特定修正を行うことができる。
- 審議会では、基準を修正しないというスタッフの提案に、すべてのメンバーが暫定的に同意した。

経過措置 – 修正遡及アプローチ

24-経過措置 | 修正遡及アプローチ: 追加修正

- 利害関係者は、修正遡及アプローチは**厳格すぎて**、実務で適用するには**コストが掛り、負荷が大きい**との見解を示した。IFRS第17号を遡及適用するために必要な**見積りの禁止**を、特定修正を適用しない企業に限定することは、特に負荷が大きい。
- 一部の利害関係者は、修正遡及アプローチが、特定修正を十分に提供しないという見解を示した。
- 利害関係者は、修正遡及アプローチの目的と整合的である範囲内でのみ、「様々な」修正の使用を認めるという原則主義のアプローチの使用が認められるように、審議会がIFRS第17号を修正すべきであると提案した。
- 利害関係者はまた、自らが提起した懸念事項の一部に対応する、以下の論点に係る修正を提案した。
 - 移行日前の決済期間に取得された契約
 - 発生したことが判明しているキャッシュ・フロー
 - 直接連動有配当保険契約

経過措置 – 修正遡及アプローチ

24-経過措置 | 修正遡及アプローチ: 追加修正

審議会は以下を行るべきであることに同意するか？

- a) 修正遡及アプローチの目的と整合すると企業がみなす企業自身の修正を開発することを認めるようなIFRS第17号の修正は行わない。
- b) 保険契約が取得される前に発生した保険金の決済に関連する負債について、IFRS第17号の要求事項を以下の通り修正する。
 - i. 修正遡及アプローチに特定修正を追加し、そうした負債を企業が「発生保険金に係る負債」に分類することを要求する。他の特定修正と整合的に、企業は、この特定修正を、遡及アプローチを適用するための合理的で裏付け可能な情報を有していない範囲で使用することが認められる。
 - ii. 公正価値アプローチを適用する企業に、このような負債を発生保険金に係る負債として分類することを認める。
- c) 修正遡及アプローチにおける、発生すると見込まれたキャッシュ・フローを遡及的に見積る代わりに、発生したことが判明しているキャッシュ・フローを使用することに関しての、修正遡及アプローチにおける特定修正を修正しない。
- d) 直接連動有配当保険契約のグループに係るCSMを決定するために、直接連動有配当契約以外の保険契約に関する特定修正の使用を認めるようなIFRS第17号の修正は行わない。

経過措置 – 修正遡及アプローチ

24-経過措置 | 修正遡及アプローチ: 追加修正

企業自身の追加修正の開発を認める

- 修正遡及アプローチにおける特定修正を使用する目的は、完全遡及アプローチに最も近い結果を達成することにある。
- スタッフは、不特定の追加修正の使用を企業に認めることにより、最終結果が完全遡及アプローチに近い結果となるという目的を達成しないリスクを生み出す可能性があることに留意した。
- IASBスタッフは、修正遡及アプローチの目的と整合的であると企業がみなす企業自身の修正の開発を認めるようなIFRS第17号の修正を審議会が行うべきではない、と提案した。
- 審議会では、基準を修正しないというスタッフの提案に、すべてのメンバーが暫定的に同意した。

経過措置 – 修正遡及アプローチ

24-経過措置 | 修正遡及アプローチ: 追加修正

移行日前の決済期間に取得された契約

- IFRS第17号の発生保険金に係る取得された負債はCSM残高を有し、取得企業の帳簿上、残存カバーに係る負債に分類される可能性がある。
- 移行時においては、修正遡及アプローチおよび公正価値アプローチのいずれにおいても、取得された保険契約から生じる負債について、残存カバーに係る負債または発生保険金に係る負債のいずれに分類するかを規定していない。
- スタッフは、企業が発生保険金に係る負債を管理する方法では、取得日前後に取得された負債を、別の発行済み保険契約から生じる発生保険金に係る負債と区別することは、実務的でないことが多い点に留意した。
- スタッフは、発生保険金に係る負債について、審議会が、IFRS第17号の経過措置に係る要求事項を以下の通り修正すべきであると提案した。
 - a) 修正遡及アプローチに特定修正を加え、こうした負債を企業が、CSM残高を有さない、発生保険金に係る負債に分類するよう要求する。
 - b) 公正価値アプローチを適用する企業に、このような負債を、CSM残高を有さない、発生保険金に係る負債に分類することを認める。
- 審議会では、スタッフの提案に、**すべてのメンバーが暫定的に同意した。**

経過措置 – 修正遡及アプローチ

24-経過措置 | 修正遡及アプローチ: 追加修正

発生したことが判明しているキャッシュ・フロー

- スタッフは、IAS第8号51項を参照し、測定対象となる取引または事象が発生してからは期間経過しているかもしれないので、会計方針を遡及適用する場合に見積りを行うことは、より困難となる可能性があることに留意した。
- IFRS第17号C6項では、実際のキャッシュ・フローに関するデータが収集されなかった場合、または要求されているレベルとは異なるレベルで収集された場合、企業は、当該金額を見積もるために合理的で裏付け可能な情報を使用することが要求される。
- スタッフは、発生したことが判明しているキャッシュ・フローに関して、審議会はIFRS第17号C12項を修正せず、結論の根拠に記述を行うよう提案した。
- 審議会では、基準を修正しないというスタッフの提案に、**すべてのメンバーが暫定的に同意した**。

経過措置 – 修正遡及アプローチ

24-経過措置 | 修正遡及アプローチ: 追加修正

直接連動有配当保険契約

- スタッフは、一般モデルに対する特定修正が、当初認識時のCSMを最初に見積り、その後移行日までCSMをロール・フォワードしていくために設けられているのに対し、変動手数料アプローチ(VFA)に対する特定修正は、企業が移行日におけるCSMを直接算定できることを意図している点に留意した。
- 一般モデルの契約に適用可能な特定修正をVFA契約に適用することが、VFA契約に係るIFRS第17号の経過措置の適用結果により近い結果を提供する可能性は非常に低いであろう。
- このため、スタッフは、直接連動有配当契約の保険グループに係るCSMを算定するために、直接連動有配当契約以外の保険契約グループに関連する特定修正を適用することを企業に認めるようなIFRS第17号の修正を、審議会が行うべきではないと提案した。
- 審議会では、基準を修正しないというスタッフの提案に、すべてのメンバーが暫定的に同意した。

次のステップ

IASB

- IASBは、**2019年3月11日**から始まる週の会議において、残りの1件の懸念事項(集約レベル)および 泡沫な論点(sweep issues)について議論する予定である。
- 次のTRG会議は、**2019年4月4日**にロンドンのIASB事務所で開催される予定である。
- IASBのテクニカル・プランによれば、IFRS第17号を修正する公開草案は2019年第2四半期末までに公表される予定である。
- デュー・プロセス監視委員会は、公表される公開草案における質問への回答について、(120日よりも短い)短期のコメント期間とすることに同意した。

コンタクトの詳細

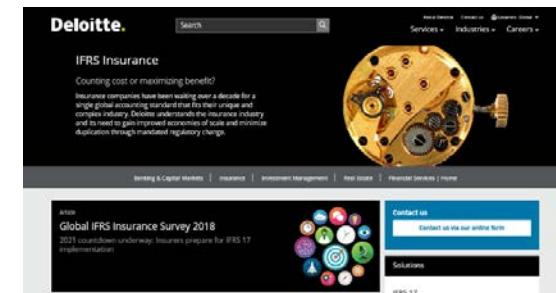
Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+852 2852 1977 or fnagari@deloitte.co.uk

Keep connected on IFRS Insurance:

- [Follow](#) my latest  posts @ [francesco-nagari-deloitte-ifrs17](#)
- Follow me @Nagarif on 
- [Subscribe](#) to Insights into IFRS Insurance Channel on 
- [Connect](#) to Deloitte's IFRS Insurance Group on  for all the latest IFRS news
- Add Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii) at www.deloitte.com/i2ii to your internet favourites



Deloitte.

About Deloitte Global

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more about our global network of member firms.

Deloitte provides audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves over 80 percent of the Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients' most complex business challenges. To learn more about how Deloitte's approximately 286,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on [Facebook](#), [LinkedIn](#), or [Twitter](#).

About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory and tax services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants. To learn more about how Deloitte makes an impact that matters in the China marketplace, please connect with our Deloitte China social media platforms via www2.deloitte.com/cn/en/social-media.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

© 2019. For information, contact Deloitte China.

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または"Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2019. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.



IS 669126 / ISO 27001

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited